

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令案要綱

### 第一 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、生物多様性維持協定の効力に関する事項の概要を追加するものとする事。

(第一条関係)

### 第二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正

違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報から、地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報を削除し、認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報等を追加するものとする事。

(第二条関係)

### 第三 附則

- 一 この政令は、令和七年四月一日から施行するものとする事。  
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定める事。  
(附則第二項関係)